

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度のご案内

～各市または県健康福祉センターから「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」を受給しているひとり親の方が対象です～

ひとり親の資格取得のために必要な資金を貸付け、修学を容易にすることで就労を支援し、自立の促進を図ることを目的とします。

養成機関修了後、取得した資格が必要な職に5年間従事した場合は、全額返還が免除されます。

◎ 貸付制度の概要

対象者：次の①～③の要件をすべて満たしていること

- ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2号に規定する「母子家庭高等職業訓練促進給付金」、同法第31条第10号で準用する「父子家庭高等職業訓練促進給付金」を受給している
- ② 静岡県内に住民登録がある
- ③ 養成機関修了後、資格を活かした業務に従事する意思がある

貸付額：入学準備金 50万円以内（養成機関入学時）
就職準備金 20万円以内（養成機関修了後、かつ資格を取得後）

利子：無利子（ただし、連帯保証人を立てない場合は年利1.0%）

連帯保証人：原則、成年者で独立の生計を営む者を1名立ててください。

返還免除：次のすべてを満たした場合、全額返還免除となります。

- ① 養成機関修了後、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、
- ② 取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合

※養成機関を途中で退学した場合は、全額返還となります。

※就職後、本人の責による事由により免職された場合や、特別の事情がなく恣意的に退職した場合は、全額返還となります。

※就労期間が5年未満の場合でも、一部免除されることがあります。

申込方法：高等職業訓練促進給付金の手続きを行う市、健康福祉センターの窓口、または静岡県社会福祉協議会ホームページから申込書類を入手し、必要書類を添えて、静岡県社会福祉協議会まで持参または郵送（配達記録等）でお申し込みください。

申込み・お問合せ先

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援課

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館 3階

TEL：054-254-5244

（お問合せ）静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課ひとり親支援班

TEL：054-221-3309